

住民監査請求の結果について

◇請求年月日

令和4年9月5日

◇請求の要旨（原文のとおり）

渋谷耕一議員の下記の政務活動費支出について、不正と思われる受給や、政務活動をしたという写真や記録等の物証が確認されないものについては、市長は返還を求めるべきである。

- ・令和2年度の収支報告で、毎月のガソリン代領収書の単価が12枚とも「1リットルあたり164円」と記載、4934km走行で142,216円を受け取っているが、単価が1年間同額なのは不正である。
- ・新潟県立リウマチセンターで3回調査を行ったと議会で説明があったが、病院の関係者と会った記録がなく、調査といえるのか。毎回7,250円を受給しているが、家族の持病の治療に病院を訪れた際のガソリン代を政務活動費として申請していたのではないか。
- ・海水浴場や海岸ゴミ調査で、平成30年、令和1、2年に1回ずつ海岸部を訪れて6,960円を受給しているが、どんな調査を行ったのか不明である。
- ・令和2年度に遊佐町枳川鮭漁業生産組合（政務活動費報告には、升川鮭組合、鮭採捕場、鮭孵化施設と記載）を6回訪れて21,170円を受給しているが、コロナ問題で来訪を断っている時期と、孵化場の仕事が終わっている時期に訪れているものもあり、本当に訪れているのか、疑義がある。

◇監査委員の判断

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

本件措置請求において、請求人は、平成28年度から令和2年度までの間の渋谷耕一議員の政務活動費の収支報告に係る領収書を添え、不正が疑われる領収書が添付されているものや、政務活動をしたという写真や記録等の物証が確認されないものについては、政務活動費としての支出は不当であるとして、返還を求めるなど、鶴岡市長に対し必要な措置を講じるように勧告することを求めていると解される。

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、普通地方公共団体の住民が当該普通

地方公共団体の執行機関または職員による違法もしくは不当な財務会計上の行為または怠る事実（以下「当該行為等」という。）があると認めるとき、これらを証する資料を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為等により当該普通地方公共団体が被った損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

そして、住民監査請求の請求期間について、地方自治法第242条第2項は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない」と規定している。

請求人は、住民監査請求の対象とした財務会計上の行為を昨年暮れ以降の新聞報道等によってはじめて知ったとし、それがため、本件請求が財務会計上の行為があった日から1年以上経過したことに地方自治法第242条第2項ただし書きに規定する「正当な理由」があると主張する。

当該「正当な理由」があるときとは、例えば、当該行為が極めて秘密裡に行われ、一年を経過してはじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過した場合などとされており、住民監査請求の1年の請求期間が住民の地方財政是正権と法律関係の早期安定化の均衡を図る趣旨であると考えれば、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をした場合をいうものと解するのが相当である（最高裁判所平成14年9月12日判決参照）。

そして、情報公開条例が制定されている地方公共団体にあつては、住民が情報公開請求をすれば当該財務会計上の行為に関する情報が閲覧可能な状態となっていた時が、当該行為の存在及び内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたと解される時というべきである（東京高等裁判所平成19年2月14日判決参照）。

これを本件についてみると、住民監査請求の対象とされた財務会計上の行為は、最も時期の遅いものについても令和3年4月末日までに完了し、その収支報告が市のホームページに報告されたのが令和3年6月22日であることから、同日をもって客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解され、その後1年以上を経過してなされた本件措置請求は、監査請求期間を超過したものと云わざるを得ない。

したがって、本件請求は、地方自治法第242条第2項の要件を欠き、不適法な請求と云わざるを得ないため、合議によりこれを却下すべきものと判断した。

なお、今般の請求については、住民監査の対象から外れるものであるが、指摘された事項の一部については、令和4年7月22日付けで訂正の報告が公表され、この訂正にもとづいた返金等の処理がなされている。

また、証拠資料が不明確になりがちな調査活動についても、自家用車利用に係る車賃の対象経費からの除外を含めた「政務活動費の手引き」の改訂が令和4年7月に実施され、より適正な支出を期していることを、監査委員において確認しているところである。

しかしながら、返金等の処理・手引きの改訂実施後であっても、いまだ住民が疑義を生じ納得できずに住民監査請求を提出した経緯を鑑み、鶴岡市議会においては、今後も住民への説明責任を果たす観点から、透明性の確保に努めることを望むものである。

令和4年9月16日

鶴岡市監査委員 叶野明美

鶴岡市監査委員 加藤鑛一